



気象庁

彦根地方気象台

Hikone Local Meteorological Office, JMA

報道発表

いのちとくらしをまもる
防災減災



令和7年5月28日
彦根地方気象台

滋賀県の大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報 発表基準の変更について

滋賀県の大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。

新しい発表基準は令和7年5月29日13時から適用します。

大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害資料等を用いて基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この基準変更は、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）及び洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※の判定にも反映します。

記

1 基準変更日時

令和7年5月29日（木）13時

2 基準を変更する市町

（1）大雨警報（浸水害）

彦根市

（2）洪水警報・注意報

甲良町を除く滋賀県全市町

3 発表基準

5月29日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（滋賀県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shiga.html>

※浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>



気象庁

彦根地方気象台

Hikone Local Meteorological Office, JMA

報 道 発 表

【参考】（１）滋賀県の気象警報・注意報発表状況

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#lang=ja&area_type=offices&area_code=250000

（２）愛荘町は、大雨警報（浸水害）・注意報の発表基準の変更はありませんが、
浸水キキクルの「危険」（紫）に用いる基準を変更します。

問合せ先：彦根地方気象台 担当 小菅・黒田

電話：0749-22-6142